

マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、様々な行政サービスを受けられるようになるICカードです。初回の発行は無料です。



マイナンバーカード

下記必要書類をお持ちのうえ、役場窓口で申請が可能です。

受付窓口 町民課 戸籍年金担当（役場1階）

申請できる方 本人のみ。任意代理人による申請は不可（ただし、15歳未満の方や成年被後見人の方が申請する場合は法定代理人の確認書類及び付添いが必要になります。詳細は事前にお問合せください）。

手数料 初回発行のみ無料。紛失等によるカード再発行800円、電子証明書再発行200円。

必要書類 通知カード、本人確認書類※1、印鑑、マイナンバーカード交付申請書※2、住民基本台帳カード（お持ちの場合※3）、本人の写真（縦4.5cm×横3.5cm）

手続方法 必要書類をお持ちになり、窓口で申請してください。持ち物に不足があった場合は受付ができません。

事前によくご確認ください。 また、カードに設定する暗証番号※4は、ご提出いただく暗証番号設定依頼書に基づき職員が入力します。

カードの受取 発行後、本人限定受取郵便（転送不可）により本人の住民登録地に送付します。申請からカード発送まで1～2か月かかります。

※1 運転免許証、パスポート等顔写真有の物は1点、健康保険証、年金手帳等顔写真無の物は2点必要になります。コピーではなく必ず原本をお持ちください。

※2 マイナンバーカード交付申請書は役場でも発行可能です。

※3 住民基本台帳カードは本人申請により発行するカードです。マイナンバーカードと併用はできませんので、お持ちの方は廃止手続が必要です。紛失された場合は窓口で紛失届をご記入ください。

※4 暗証番号はご自身でお決めください（②③④は同じ暗証番号を使用できます）

- ① 署名用電子証明（英数字6～16文字。英字は大文字になります）
- ② 利用者証明用電子証明（数字4文字）
- ③ 住民基本台帳事務用（数字4文字）
- ④ 券面事項入力補助用（数字4文字）

マイナンバー制度全般のお問合せ（フリーダイヤル）
0120-95-0178
平日 午前9時30分～午後8時
休日 午前9時30分～午後5時30分
※年末年始（12月29日～1月3日）を除く

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎④142～144

小川町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入の皆さんへ

医療機関での窓口負担（一部負担金のみ）の免除及び還付のご案内

令和元年台風第19号の被害に遭われた方で、下記の「対象となる被害」（※）に該当する場合、医療機関への口頭での申出により窓口での支払いが不要となります。

なお、国民健康保険に加入の方は一部負担金免除申請が必要となりますので、後日、町民課（役場1階）へ提出をお願いします。その際、り災証明書の確認をしますので、り災証明未申請の方は、あらかじめ手続をお願いします。

また、医療機関の窓口で一部負担金を支払い済みの場合、領収書と一部負担金還付申請書を町民課へ提出することにより、還付が受けられます。詳しくはお問合せください。

※対象となる被害 住宅全半壊、床上浸水（床下浸水は除く）等

免除・還付対象期間 令和元年10月12日から令和2年1月31日診療分まで

問合せ 町民課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎④147～149



～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金のポイント

将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や怪我で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れます。

納付が猶予される制度について

学生納付特例制度

学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

【対象となる学生】大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

【添付書類】在学期間がわかる在学証明書または学生証の両面コピーしたもの

【所得の目安】前年の所得 ≤ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【所得の目安】前年の所得 ≤ 35万円 × (扶養親族等の数 + 1) + 2.2万円

詳しくはお問合せください。

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎④146

県立高校入試などに必要な

埼玉県収入証紙を販売しています！
お求めは会計課まで！！



埼玉県収入証紙とは

埼玉県に許認可の申請をするときや各種試験を受けるときの手数料として、現金の代わりに納めるものです。

埼玉県収入証紙を使用する手数料の主なもの

- 県立学校入学志願者選考手数料
- 自動車運転免許更新手数料
- 県立高等学校等証明書手数料
- 旅券（パスポート）の交付手数料

販売場所 会計課（役場1階6番窓口） 販売時間 開庁日の午前8時30分～午後5時15分

必要な金額をあらかじめ確認のうえ、会計課でお買求めください！！

※収入印紙とは異なります。収入印紙は取り扱っていません。購入の際には十分ご注意ください。

問合せ 会計課 会計担当 ☎④111

